

○平成二十二年総務省告示第三百七号(二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件)の一部を改正する告示案 (傍線の部分は改正部分)

改正後		改正前	
周波数帯	不要発射の強度の許容度	周波数帯	不要発射の強度の許容度
[略]	[略]	[同上]	[同上]
一六〇MHzを超え一七〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値。ただし、陸上移動局又は携帯局の送信装置にあつては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下の値	[同上]	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値。ただし、陸上移動局の送信装置にあつては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下の値
二〇七・五MHzを超え二一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が三・二マイクロワット以下の値。ただし、陸上移動局又は携帯局の送信装置にあつては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下の値	[同上]	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が三・二マイクロワット以下の値。ただし、陸上移動局の送信装置にあつては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下の値
[略]	[略]	[同上]	[同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。